

16 利用者負担額(保育料)・実費負担分等について

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まりました。無償化の範囲は下表の通りです。なお、実費負担分(給食費、通園送迎費、行事費、延長保育料等の費用)や上乗せ徴収(保育士等配置の充実や平均的な水準を超えた施設整備等にかかる費用)は、無償化の対象外となります。

利用形態	学年齢	保育料	給食費		その他 ^{【※3】}
			主食費	副食費	
保育利用	0～2歳児	保護者負担	保育料に含まれています		保護者負担
	3～5歳児	無償	保護者負担	保護者負担 (免除の場合あり ^{【※2】})	保護者負担
教育利用	3～5歳児 ^{【※1】}	無償	保護者負担	保護者負担 (免除の場合あり ^{【※2】})	保護者負担

- 【※1】 教育利用の場合は、満3歳児についても3～5歳児クラスと同様に、保育料は無償です。
ただし、預かり保育等の補助は3歳児クラスからが対象(非課税世帯等は0～2歳児クラスも対象)となります。
預かり保育等の補助を受けるためには『保育を必要とする理由(4ページ)』があり、施設等利用給付認定を受ける必要があります。
- 【※2】 給食費のうち副食費(おかず等)の保護者負担分については、免除される場合があります。
詳細は18ページをご確認ください。
- 【※3】 各施設が独自に定めている実費負担分や上乗せ徴収については、保護者にご負担いただく費用です。預かり保育の利用料については、施設等利用給付2号認定の方は、月額11,300円まで無償となります。

◇ 保育料・実費負担分等の納付先

納付先は、利用施設により異なります。



◇ 奈良市への納付方法～口座振替をご利用ください～

奈良市へ納付いただく費用(奈良市立施設の保育料・給食費・延長料金・預かり保育料・災害共済掛金、私立保育所の保育料)については、原則として口座振替による納付をお願いしております。口座振替依頼書は入園時にお渡ししますので、金融機関でのお手続きをお願いいたします。口座振替の開始までは、納入通知書を送付します。

- ※ 保育料の口座振替日は当月末、奈良市立施設の実費負担分(給食費・延長料金・預かり保育料・災害共済掛金)の口座振替日は翌月末です。月末が金融機関の休業日にあたる場合は、その翌営業日となります。
- ※ 施設への納付方法については、ご利用の施設にお問い合わせください。

注意事項(必ず確認してください。)

保護者に負担いただく保育料や実費負担分等の費用は、施設で日々保育を行うために必要な経費の一部となるものです。期限までに納付いただけない場合は、施設の運営に支障をきたしますので、必ず期限までにお支払いください。

なお、奈良市に納めていただく保育料や実費負担分については、期日までに納付いただけない場合は、延滞金や遅延損害金を徴収することになります。また、督促状の送付のほか、電話や文書による催告を行い、それでもなお納付いただけない場合は、やむを得ず差押等の滞納処分や強制執行等の法的措置に着手する場合があります。これらの措置は、期限までに納付いただいている方との受益者負担の公平性の確保や、施設の運営に係る財源の確保のために行うものです。

◇ **保育料・副食費免除の決定方法**

- ・ 0～2歳児の保育料、3～5歳児の副食費免除の決定は、原則として同一生計の保護者(父母)の市(区町村)民税所得割課税額の合算額によって決定されます。
- ※ 父母の所得等によっては、**家計の主事者として同居の祖父母等の市(区町村)民税所得割課税額を合計して決定する場合があります。**
- ※ 保育料・副食費免除の決定では、住宅借入金等特別税額控除・配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除・寄附金税額控除等は適用いたしません。**市(区町村)民税所得割課税額にこれらの控除額を加算した額**により決定いたします。
- ※ 保育料・副食費免除の決定に必要な市(区町村)民税所得割課税額が不明である場合、課税額決定のための届出が必要となる場合があります。
- ・ 4月分～8月分の保育料・副食費免除は前年度の市(区町村)民税所得割課税額、9月分～翌年3月分は当年度の市(区町村)民税所得割課税額に基づき決定します。

◇ **0～2歳児クラス(保育利用)子どもの保育料 月額表**

階層区分(奈良市定義) ※金額は市(区町村)民税所得割課税額		第1子(全額負担)		第2子(半額負担)		第3子(無償)以降	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護受給世帯等	0円	0円	0円	0円		
B	市民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円		
C1	48,600円未満	ひとり親世帯等	4,000円	3,950円	0円	0円	
C2		その他	8,000円	7,900円	4,000円	3,950円	
D0-1	57,700円未満	ひとり親世帯等	6,250円	6,150円	0円	0円	
D0-2		その他	12,500円	12,300円	6,250円	6,150円	
D1-1	67,000円未満	ひとり親世帯等	6,250円	6,150円	0円	0円	
D1-2		その他	12,500円	12,300円	6,250円	6,150円	無償
D2-1	77,101円未満	ひとり親世帯等	9,000円	8,850円	0円	0円	
D2-2		その他	20,000円	19,700円	10,000円	9,850円	
D3	97,000円未満		22,000円	21,600円	11,000円	10,800円	
D4	133,000円未満		30,500円	30,000円	15,250円	15,000円	
D5	169,000円未満		39,800円	39,100円	19,900円	19,550円	
D6	211,201円未満		46,800円	46,000円	23,400円	23,000円	
D7	301,000円未満		52,300円	51,400円	26,150円	25,700円	
D8	397,000円未満		58,300円	57,300円	29,150円	28,650円	
D9	397,000円以上		64,800円	63,700円	32,400円	31,850円	

◇ **副食費免除対象者** ※ 保育料と異なり、第2子の副食費は半額になりません。

世帯の状況 ※金額は市(区町村)民税所得割課税額	教育利用子ども		保育利用子ども(3～5歳児)	
	第1子・第2子	第3子以降	第1子・第2子	第3子以降
生活保護受給世帯等				
市民税非課税世帯				
57,700円未満	免除	免除	免除	免除
57,701円～ 77,101円未満	ひとり親世帯等			
	その他			
77,101円以上	保護者負担		保護者負担	

◇ **保育料・副食費免除における多子の算定基準**

世帯の状況 ※金額は市(区町村)民税所得割課税額	多子の算定対象	
	教育利用(1号認定)子ども	保育利用(2・3号認定)子ども
57,700円未満	—	同一生計の子ども全員
57,701円～ 77,101円未満		ひとり親世帯等
		その他
77,101円以上	小学校第3学年修了前の子ども	小学校就学前の子ども

※ 小学校就学前の子どもについては、下記の(A)～(C)の施設、または(D)、(E)の事業を利用して
いる子どものみ算定対象となります。下記に含まれない施設や事業(認可外保育施設等)を利
用している子どもは、多子の算定対象となりません。

- (A) 保育所、認定こども園、市立幼稚園、施設型給付幼稚園、小規模保育事業
- (B) 私立幼稚園(施設型給付未移行)、国立幼稚園
- (C) 特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部
- (D) 児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援
- (E) 企業主導型保育事業



- ※ 次の①又は②に該当する子どもは、多子の算定に加えるために届出が必要です。
- ① 上記の(B)～(E)の施設や事業を利用している場合
- ※ (B)の施設を利用し、「施設等利用給付認定」の認定を受けている場合は届出不要です。ただし、「施設等利用給付認定」の認定日より遡って多子軽減の適用を受ける場合は、届出が必要です。
- 【必要書類】『利用者負担額等多子軽減にかかる申出書【ダウンロード番号:17】』
- ② 生計を一にするきょうだいが住民票上別住所に居住している場合
- 【必要書類】『利用者負担額等別居監護申立書【ダウンロード番号:16】』
- ※生計を一にしていることがわかる書類(健康保険証等)を添付してください。

◇ **ひとり親世帯等について**

保護者の属する世帯が、次の①～⑥のいずれかに該当する場合は、ひとり親世帯等として保育料が減額されたり、副食費が免除される場合があります。

- ① 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に規定するひとり親家庭の世帯
- ② 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者のいる世帯
- ③ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者のいる世帯
- ④ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者のいる世帯
- ⑤ 特別児童扶養手当の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童がいる世帯
- ⑥ 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者のいる世帯

※ ②～⑥に該当する場合は、毎年度届出が必要です。

【必要書類】『在宅障がい児(者)のいる世帯該当申出書【ダウンロード番号:15】』

※ 手帳や証書の写しを添付してください。

※ 保護者の市(区町村)民税所得割課税額によっては、減額・免除とならない場合があります。詳しくはお問い合わせください。

◇ **その他、届出が必要な場合**

- ・ 保護者が海外勤務等で市(区町村)民税の課税を受けていない場合や外国でも収入がある場合は、保護者の外国での所得額等を申告していただき、その内容に基づき市(区町村)民税所得割課税額を算定します。詳しくはお問い合わせください。

【必要書類】『外国における収入等申告書【ダウンロード番号:18】』

※ 記載内容を証明する書類(勤務先の発行する給与明細等)を添付してください。

- ・ 市(区町村)民税の修正申告をした場合、申告後の市(区町村)民税所得割課税額に基づき、保育料や副食費免除の更正を行います。更正は年度内に届出いただいた場合に限り行います。詳しくはお問い合わせください。

17 施設利用中の教育・保育内容のご相談先について

奈良市では保護者の方と共に、子ども達の豊かな育ちを願って教育・保育を行っております。奈良市の教育・保育内容について、ご不安・ご不明な点等ございましたら、ご相談ください。

担当課	奈良市 子ども未来部 保育総務課 (奈良市役所 中央棟3階)
TEL	0742-34-5493
FAX	0742-34-4752
e-mail	hoikusoumu@city.nara.lg.jp

※その他、各園ごとの園運営や教育・保育内容に関しては、各園へお問い合わせください。

